林野庁中信森林管理署と国立大学法人信州大学山岳科学総合研究所との連携・協力に関する協定書

林野庁中信森林管理署（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学山岳科学総合研究所（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、環境保全研究及び人材等の総合力を発揮することが、我が国の学術の振興及び環境保全等に重要な役割を果たすことを深く認識し、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲及び乙が、森林及び山岳分野に係る研究教育、技術開発等の相互協力が可能な事項について、互恵の精神に基づき具体的な連携・協力を効果的に実施することにより、我が国の学術の振興及び環境保全をはじめとする森林の多面的機能の発揮に寄与するとともに、地域に貢献することを目的とする。

（目的達成への努力）
第２条　甲及び乙は、研究、教育、人材育成、情報交換、情報発信等において連携・協力を積極的に行うために協議し、必要な事項を取決め、それらを誠実に実施するよう努めるものとする。

（連携・協力の実施事項）
第３条　本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるとおりとする。
一　共同研究の推進
二　両者の管理区域・施設の相互活用
三　技術開発、試験研究等に係る指導及び助言
四　人材育成の推進及び相互支援
五　情報交換・情報発信の相互支援及び共同実施
六　その他、本協定の目的遂行上必要な事項

（有効期間）
第４条　本協定の有効期間は、平成２１年７月２７日から発効し、有効期間は５年とする。ただし、更新する場合においては、それぞれの連携協力の内容を評価し、協定の更新について甲、乙が協議するものとする。

（細目）
第５条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成２１年　７月２７日

甲　松本市島立1256番1号
林野庁中信森林管理署
署長　下平 哀

乙　松本市旭三丁目1番1号
国立大学法人信州大学
山岳科学総合研究所
所長　鈴木啓助